

証券コード 9425  
2021年7月12日

株 主 各 位

大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
O A P タワー 9 階  
**日本テレホン株式会社**  
代表取締役社長 岡 田 俊 哉

### 第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）その他感染症の感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、国内の流行状況やご自身の健康状態にもご留意いただき、株主総会当日のご出席についてお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月29日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月30日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
OAPタワー24階 A・B会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第33期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）  
事業報告および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件  
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.n-tel.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 2020年5月1日  
至 2021年4月30日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2020年5月1日から2021年4月30日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令等、経済活動に制限がかかる状況が続いており、ワクチン接種の広がりとともに経済活動の再開に希望はあるものの、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の主な事業分野である移動体通信業界におきましては、5G対応端末のラインナップが拡充されていく中で、政府主導で進められてきた移動体通信事業者による値下げプランがオンライン申込専用として開始され、また、NTTドコモがNTTに完全子会社化されるという業界の再編成の動きもある等、同事業分野を取り巻く環境は大きく変化してきております。

また、一方のリユースモバイル業界におきましては、MVNOを含む移動体通信事業者による安価な新料金プラン開始に伴い、法人、個人問わず、より一層、端末代金を含む通信コスト削減の考え方が浸透し、リユースモバイル端末の購入動機が拡大する等、お客様のニーズの多様化に並行して、同事業分野の環境も大きく変化してきております。

このような事業環境の中、当社は顧客ニーズの変化に迅速に対応するため、「ビヨンド・イマジネーション（注）」の行動ポリシーのもと、お客様が必要とするサービス・商品を的確に捉え、提供できるよう尽力してまいりました。

移動体通信関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大にて緊急事態宣言が発令される中、お客様および従業員ともに感染対策を実施したうえで、より集客力の高い施設等での外販営業を実施し、積極的に顧客タッチポイントを増加させて顧客獲得強化を実施してまいりました。

一方、中古スマートフォンの販売を主とするリユース関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響にて営業活動

に一部制限があるものの、法人向け売買を主軸とする事業を深堀りし、既存取引先との取り扱い数量増加や、新規取引先開拓に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度における経営成績は、売上高5,694百万円(前事業年度比31.2%の増加)となりました。

営業損益につきましては、営業利益83百万円(前事業年度比33.9%の増加)となりました。

また、経常損益につきましては、受取手数料等の合計0百万円の営業外収益、および支払利息7百万円、物品売却損1百万円、棚卸資産除却損1百万円等の合計10百万円の営業外費用を計上した結果、経常利益73百万円(前事業年度比41.8%の増加)となりました。

当期純損益につきましては、受取賠償金2百万円の特別利益、および減損損失23百万円、固定資産除却損0百万円の特別損失を計上した結果、当期純利益65百万円(前事業年度比13.2%の増加)となりました。

(注) 「ビヨンド・イマジネーション」とは、「①お客様の想像を超える ②仲間の期待を超える ③自分の限界を超える」をポリシーとした当社の行動ポリシーであります。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります  
が、業績の状況を事業部門別に記載しております。

#### **(移動体通信関連事業)**

当事業年度における移動体通信関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により営業時間の短縮や、受付業務の制限等がありましたが、緊急事態宣言下においても、お客様および従業員に配慮した感染対策を講じたうえで、通常営業の実施および積極的な店外での集客イベントを通じての顧客獲得を実施してまいりました。また、移動体通信事業者による新料金プランの開始により市場が活性化するなどの追い風があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、売上高は1,316百万円（前事業年度1,613百万円）、販売台数は12,509台（前事業年度14,568台）となりました。

#### **(リユース関連事業)**

当事業年度におけるリユース関連事業におきましては、テレワークやオンライン需要の伸びにより、パートナー企業からリユースモバイルの問い合わせが増加し、あわせて、当社の強みであるサプライチェーンマネジメントにおける需要予測や、倉庫在庫の共有等により、安定供給が可能となり、モバイルリファビッシュセンターの稼働率も向上させることができました。

この結果、売上高は4,367百万円（前事業年度2,723百万円）、販売台数は106,189台（前事業年度75,713台）となりました。

#### **(その他の事業)**

当事業年度におけるその他の事業におきましては、売上高10百万円（前事業年度2百万円）となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

### 事業部門別売上高の内訳

区 分	第 32 期 (2020年4月期) 前事業年度		第 33 期 (2021年4月期) 当事業年度		前事業年度比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
(1) 移動体通信関連事業	千円	%	千円	%	%
①通信機器販売	979,382	22.6	784,709	13.8	80.1
②受取手数料収入	633,782	14.6	531,424	9.3	83.9
小 計	1,613,165	37.2	1,316,133	23.1	81.6
(2) リユース関連事業					
小 計	2,723,661	62.7	4,367,267	76.7	160.3
(3) その他の事業					
小 計	2,907	0.1	10,977	0.2	377.5
売上高合計	4,339,734	100.0	5,694,377	100.0	131.2

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、20百万円であります。その主なものは、業務センターの移転および業務用パソコンの入れ替えによるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度における設備投資は、自己資金でまかないました。

## (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大にともない、営業活動の制限や、経済活動の停滞により、当社の事業活動も一定の影響を受けました。一方で、従業員とお客様の安全確保を最優先としつつ、事業活動継続に取り組み、企業体制の維持に努めてまいりました。

そのような事業環境の中、当社の事業フィールドであるモバイル業界全体では大きな変革期を迎えていると考えております。

また、モバイル業界においては、安価な料金プランが開始され、端末は高性能かつ高額な5G端末から安価なリユース端末まで、ユーザーの選択肢がますます多様化される中で、顧客の価値観も変化してきており、顧客ニーズの変化にいち早く対応することが必要になっていくものと考えております。

当社におきましては、このような事業環境を踏まえ以下の事項を課題と認識し対処をしてまいりたいと思っております。

### ① 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、5Gサービスの開始、オンライン申込専用の安価な料金プラン導入、新しい事業者の参入による競争激化と、多様化するサービスに対する知識習得等、各移動体通信事業者が求める最適なショップ運営を目指すために、スタッフの教育・定着が同事業分野における重要な課題であると認識いたしております。

当社といたしましては、来店いただいたお客様への最適なプランの案内はもとより、地域のイベント活動を通しての新たな顧客層の獲得や、スマホ教室の開催におけるスマートフォンの利用シーン等の説明により、お客様のニーズをヒアリングすることで、各移動体通信事業者が求める最適なショップ運営に繋げてまいります。また、上述のようなお客様に寄り添った接客を実践するために、社内外問わず研修を実施し、接客における成功事例を共有しつつ、実務能力の向上を図る等、人財への投資に取り組んでまいります。

## ② リユース関連事業

リユース関連事業におきましては、リユースモバイルに対する認知度および市場規模は拡大しており、当社においても取扱い数量は順調に推移しております。このような状況下において、継続して、安定的な調達量を確保するとともに、取引先が求める商品状態・価格にも適応できる調達ルートの拡大と、検品工程における基準の統一化、再生コストを含めた商品流通コストの低減化および、拡大する物量に対応する処理能力が重要な課題であると認識いたしております。

当社といたしましては、引き続き国内外問わず、新規調達先の開拓や、サプライチェーンマネジメントを通して、取引先への納入予定をスケジュール管理することで、安定的な調達・販売に努めてまいります。また、2020年6月にモバイルリファビッシュセンターを移転拡張したことにより取扱い処理量の拡大は順調に推移している中で、2020年11月には当社が理事として参画する「一般社団法人リユースモバイル・ジャパン」が主催する「リユースモバイル事業者認証制度」の取得を実施し、当社が担う検品工程が業界基準を満たしていることを証明する等、リユース事業の発展に取り組んでまいります。

当社といたしましては、かかる課題に全社を挙げて対処するとともに、事業の遂行を通じて累積損失の早期解消に取り組んでまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

項 目	第 30 期 (2018年 4 月期)	第 31 期 (2019年 4 月期)	第 32 期 (2020年 4 月期)	第 33 期 (2021年 4 月期) 当事業年度
売 上 高	5,236,992	5,340,732	4,339,734	5,694,377
経 常 利 益 または経常損失 (△)	△68,807	△49,092	52,048	73,787
当 期 純 利 益 または当期純損失 (△)	△103,554	△40,612	57,584	65,158
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ま た は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	△30円38銭	△11円91銭	16円89銭	19円11銭
総 資 産	1,199,108	1,104,765	975,969	1,232,515
純 資 産	617,951	577,338	634,923	700,081
1 株 当 たり 純 資 産 額	181円27銭	169円36銭	186円25銭	205円36銭

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 主要な事業内容

### ① 移動体通信関連事業

移動体通信サービスの利用申込の取次、移動体通信端末機器および、付帯するその他の商品の販売を行っております。

### ② リユース関連事業

携帯電話機やスマートフォン等の移動体通信端末機器において、これらの機器が不要となった国内外の法人企業から同端末機器を買取り、再利用できるものは、当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて、商品査定、データの消去処理や外装のクリーニング等の処理を施した後、リユースモバイル端末として、これを必要とする国内外の法人企業等に販売する事業であります。同事業においては、個人向けの販売をメインとしたインターネット通販サイト「エコたんプレミアムオンライン (<https://www.ecotan-premium.com/>)」やフランチャイズ加盟店展開を実施しており、フランチャイズ加盟店に対して、当社がブランディングしているリユースモバイル端末「エコたん(注)」の商標利用や、リユースモバイル端末の買取り価格に関する情報や査定方法等についてのノウハウを提供するにあたり、加入時において加盟店手数料を徴収する他、継続的にフランチャ

イズ加盟店向けの専門サイト「エコたんJP (<https://www.ecotan.jp>)」を運営しており、インターネット通販にてフランチャイズ加盟店を後方支援する仕組みを有しております。

③ その他の事業

情報・通信分野関連のその他の商品（コンテンツ等）の加入取次および、法人向けスマートフォンレンタルの事業等を行っております。

（注）「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末（たんまつ）」、安価で経済的な「エコノミー端末（たんまつ）」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

## (7) 主要な事業所

### ① 事務所

大阪本社 大阪市北区  
東京本社 東京都新宿区  
モバイルリファビッシュセンター 大阪市北区

### ② 店舗

(関西圏 3店舗)

(首都圏 1店舗)

ドコモショップ 香里園店 大阪府寝屋川市 auショップ 阿佐ヶ谷 東京都杉並区  
ドコモショップ 四条河原町店 京都市中京区  
auショップ 住之江公園 大阪市住之江区

(注) モバイルリファビッシュセンターは、2020年6月17日付にて、大阪本社より移転増床いたしました。

## (8) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
当事業年度末	前事業年度末比増減		
63名 (20名)	11名増 (9名減)	36.4歳	5.5年

(注) 1. 嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員は ( ) 内に、年間の平均人数を外数で記載しております。ただし、1日の勤務時間は8時間換算で計算しております。

2. 前事業年度末に比べて嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員が9名減少しております。主として、正社員の増員とパート・アルバイト従業員および派遣社員の正社員化によるものです。

## (9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	39,996千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 12,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 3,409,000株  |
| (3) 単元株式数      | 100株        |
| (4) 株主数        | 3,170名      |
| (5) 大株主（上位10名） |             |

株主名	持株数	持株比率
サイブリッジ合同会社	582,500株	17.09%
兼松コミュニケーションズ株式会社	460,000	13.49
G S K 株式会社	160,000	4.69
楽天証券株式会社	52,000	1.53
伊藤貴登	41,000	1.20
JPMBL RE SOCIETE GENERALE COLL E Q U I T Y	34,800	1.02
原田武大	33,800	0.99
a u カブコム証券株式会社	29,700	0.87
株式会社 S B I 証券	26,200	0.77
里井晋一	25,100	0.74

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
2. 自己株式は、所有しておりません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年4月30日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 田 俊 哉	執行役員
常 務 取 締 役	有 馬 知 英	執行役員 リユース営業部門管掌
取 締 役	森 永 博 幸	執行役員 人事戦略部門管掌
取 締 役	小 西 敏 夫	伊藤忠商事株式会社社理事
常 勤 監 査 役	茶 谷 喜 晴	
監 査 役	加 藤 清 和	弁護士 梅田総合法律事務所パートナー
監 査 役	安 倉 史 典	

- (注) 1. 取締役 小西敏夫は、社外取締役であります。
2. 取締役 小西敏夫は、総合商社における長年の勤務経験を通じて幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 加藤清和および安倉史典は、社外監査役であります。
4. 監査役 加藤清和は、弁護士であり、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 安倉史典は、経営者として豊富な経験および幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 小西敏夫並びに監査役 加藤清和および安倉史典を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

### ① 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等

当社は、取締役および監査役の報酬について、決定プロセスの透明性と金額の妥当性の確保のため、2007年7月26日開催の定時株主総会において決議された報酬等総額1億4,000万円の範囲において、取締役会および監査役会がこれを決定しております。

また、各取締役への報酬額につきましては、代表取締役が業績状況や取締役の報酬水準等を勘案して決定を行い、各監査役への報酬額は、監査役の協議により決定しております。なお、当時の取締役は6名、監査役は3名であります。

なお、取締役会は、当事業年度の役員報酬等の額の決定にあたり、報酬等の算定根拠の適正性などについて審議を行い、各取締役の報酬額については、代表取締役社長 岡田俊哉に一任することを2020年7月17日の取締役会において決議いたしました。取締役会において取締役の報酬に係る議案を審議するにあたっては、社外取締役および社外監査役が、独立・客観的な立場から当該議案を検討し、必要に応じて意見を表明することとしております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	50,013千円	42,504千円	7,509千円	3名
監査役 (社外監査役を除く)	10,272千円	9,000千円	1,272千円	1名
社外役員	5,688千円	5,688千円	—	3名

- (注) 1. 当事業年度末日現在の会社役員の数、取締役4名(うち社外取締役1名)および監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

### ③ 役員毎の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

- ④ 報酬の割合の決定に関する方針  
報酬は、固定の金銭報酬と役員退職慰労金である金銭報酬で構成しています。
- ⑤ 報酬等を付与する時期や条件に関する方針  
固定報酬は、任期中において決定された報酬額を毎月に分けて月例の固定金銭報酬として支払う。また、退職慰労金は、退職時に金銭報酬として支給します。

### (3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 小西敏夫

- ・伊藤忠商事株式会社理事であり、同社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

② 社外監査役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役 加藤清和

- ・梅田総合法律事務所パートナーであり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役 安倉史典

- ・重要な兼職はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況  
取締役会および監査役会への出席状況

		出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小西敏夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。 主に商社経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	加藤清和	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	安倉史典	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）および各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員等（取締役、監査役、執行役員または会計監査人）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額には合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、経理財務部より必要な資料を入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画および四半期レビュー計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制について、以下のとおり決議しております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

- イ. 代表取締役は、コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。
- ロ. コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。
- ハ. 監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。
- ニ. 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ホ. 「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する内部通報窓口を設置する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

- イ. 代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。
  - ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。
  - ハ. 取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。
- ニ. 監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

- イ. 代表取締役は、日常における損失の危険等リスク全般の管理について、総括責任者として取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。
- ロ. 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。
- ハ. 監査室は、各部門におけるカテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取

取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

- イ. 中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行う体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。
- ロ. 各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。
- ハ. 取締役会は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

- イ. 取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整え、るとともに、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。
- ロ. 取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。
- ハ. 監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとする。
- ロ. 監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。
- ハ. 監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、経営会議その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

- ⑧ 子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備するとともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ニ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。
- ホ. 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。
- ロ. 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。
- ハ. 反社会的勢力とは、合法非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。
- ニ. 企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を13回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督を行いました。

② 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会、経営会議など重要な会議に出席して意見交換し、リスクマネジメント、コンプライアンスに関する監査および助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

③ コンプライアンス・プログラムについて

当社は、従業員に対し、入社時に人事戦略部によるコンプライアンス、個人情報保護、インサイダー取引、ハラスメント・人権問題の研修を実施しております。

また、コンプライアンス教育プログラムを毎年5月に策定し、研修およびその進捗状況について取締役会で報告し、計画的にコンプライアンス体制の強化を実施しております。

④ リスクマネジメント体制の構築について

当社は、問題の早期発見・未然防止および迅速な対応を図るため、「個人情報保護関連規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「危機（リスク）管理マニュアル」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

# 貸借対照表

(2021年4月30日現在)

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>1,092,829</b>	<b>流動負債</b>	<b>451,481</b>
現金及び預金	541,517	買掛金	90,224
売掛金	209,562	短期借入金	200,000
商品	319,820	1年内返済予定の長期借入金	26,664
貯蔵品	2,308	リース債務	544
前払費用	17,217	未払金	66,668
未収入金	2,037	未払費用	24,192
その他	365	預り金	18,324
<b>固定資産</b>	<b>139,685</b>	未払法人税等	7,476
<b>有形固定資産</b>	<b>36,837</b>	未払消費税等	5,225
建物	27,460	賞与引当金	10,050
器具備品	7,040	短期解約返戻引当金	279
リース資産	462	その他	1,830
レンタル資産	1,874	<b>固定負債</b>	<b>80,952</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>10,438</b>	長期借入金	13,332
ソフトウェア	4,740	リース債務	408
電話加入権	5,698	役員退職慰労引当金	20,517
投資その他の資産	92,410	退職給付引当金	32,298
破産更生債権等	1,001	資産除去債務	14,396
長期貸付金	9,844	<b>負債合計</b>	<b>532,433</b>
長期前払費用	813	<b>純資産の部</b>	
差入保証金	60,885	<b>株主資本</b>	<b>700,081</b>
出資金	160	資本金	634,728
繰延税金資産	20,707	資本剰余金	304,925
貸倒引当金	△1,001	資本準備金	304,925
<b>資産合計</b>	<b>1,232,515</b>	利益剰余金	△239,572
		利益準備金	31,627
		その他利益剰余金	△271,199
		別途積立金	390,000
		繰越利益剰余金	△661,199
		<b>純資産合計</b>	<b>700,081</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,232,515</b>

# 損 益 計 算 書

（自 2020年5月1日）  
（至 2021年4月30日）

単位：千円

科 目	金 額	
売 上 高		5,694,377
売 上 原 価		4,860,277
売 上 総 利 益		834,100
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		750,435
営 業 利 益		83,664
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 手 数 料	69	
為 替 差 益	67	
そ の 他	148	289
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,018	
物 品 売 却 損	1,562	
棚 卸 資 産 除 却 損	1,377	
そ の 他	206	10,165
経 常 利 益		73,787
特 別 利 益		
受 取 賠 償 金	2,350	2,350
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	593	
減 損 損 失	23,213	23,806
税 引 前 当 期 純 利 益		52,332
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,627	
法 人 税 等 調 整 額	△21,453	△12,825
当 期 純 利 益		65,158

# 株主資本等変動計算書

(自 2020年5月1日  
至 2021年4月30日)

単位：千円

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株 主 資 本 計	
		資本準備金	資 剰 余 金 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	△726,357	△304,730	634,923	634,923
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益						65,158	65,158	65,158	65,158
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	65,158	65,158	65,158	65,158
当 期 末 残 高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	△661,199	△239,572	700,081	700,081

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |         |   |
|---------|---|
| ① 商 品   | 原則として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ② 貯 蔵 品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。  |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル資産については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	8年～18年
器 具 備 品	3年～15年
レンタル資産	2年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 短期解約返戻引当金

携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

たな卸資産の評価方法の変更

当社は、商品のたな卸資産の評価方法として、原則として先入先出法による原価法を採用しておりますが、当事業年度の期首より原則として個別法による原価法に変更しております。

これは、新システムが当事業年度の期首に稼働したことを機に、個別法にて在庫評価を行う方が、より適切なたな卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものです。

なお、過去の事業年度について、個別法による計算を行うことが実務上不可能であり遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として計算しております。

また、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 21,716千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰延欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、会社の分類に応じて、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 134,408千円

(2) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。貸出コミットメントライン契約に基づく事業年度末の貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントライン契約の総額	400,000千円
借入実行残高	-千円
	<hr/>
	400,000千円

## 6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通 3,409,000株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	1,158	千円
賞与引当金	3,061	
たな卸資産	89	
未払費用	584	
期末未払賞与	4,214	
短期解約返戻引当金	85	
貸倒引当金	305	
退職給付引当金	9,838	
役員退職慰労引当金	6,249	
固定資産	11,167	
資産除去債務	4,385	
繰越欠損金	112,671	
小計	153,810	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△101,227	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△30,866	
評価性引当額小計	△132,094	
繰延税金資産合計	21,716	千円

### 繰延税金負債

資産除去債務	1,009	千円
繰延税金負債合計	1,009	千円
繰延税金資産の純額	20,707	千円

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

## ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金並びに未払金、預り金および未払法人税等は全て短期間の支払期日であります。

借入金には運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

## ③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、債権会議により取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、固定金利もしくは日本円TIBORに連動したものとなっております。経理財務部で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	541,517	541,517	-
(2) 売掛金	209,562	209,562	-
(3) 未収入金	2,037	2,037	-
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金 (※1)	1,001 △1,001		
	-	-	-
(5) 長期貸付金	9,844	9,843	△0
(6) 差入保証金	60,885	61,136	250
資産計	823,847	824,097	250
(1) 買掛金	90,224	90,224	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 長期借入金 (※2)	39,996	39,564	△431
(4) 未払金	66,668	66,668	-
(5) 預り金	18,324	18,324	-
(6) 未払法人税等	7,476	7,476	-
負債計	422,690	422,258	△431

(※1) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

#### (5) 長期貸付金、(6) 差入保証金

これらの時価については、契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割引いた現在価値により算定しております。

#### (負 債)

#### (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 預り金及び(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

単位：千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
法人 主要株主 (会社等)	兼松コミュニケーションズ株式会社	13.49	業務委託 商品の売買	業務委託	563,918	売掛金	55,605
				商品の販売	42,876	売掛金	3,384
				商品の仕入	416,157	買掛金	43,877
				通話料等の回収、送金 (注2)	77,410	預り金	7,024

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格の動向や他社との取引条件を勘案の上、交渉により決定しております。

(注2) 当社は、利用者から通話料等の回収を行い、当該会社へ送金した金額を取引金額に記載しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	205円36銭
(2) 1株当たり当期純利益	19円11銭

## 12. その他の注記

### (1) 退職給付会計に関する注記

#### ① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

#### ② 簡便法を適用した確定給付制度

イ. 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	28,532 千円
退職給付費用	3,959
退職給付の支払額	△193
<hr/>	
退職給付引当金の期末残高	32,298

ロ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	32,298 千円
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,298
退職給付引当金	32,298
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,298

ハ. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	3,959 千円
----------------	----------

#### ③ 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,686千円であります。

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
関西圏2店舗	専門ショップ	建物、器具備品、リース資産

当社は、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

2店舗につきましては、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであり、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗について、回収可能価額ゼロとし、帳簿価額全額23,213千円を減損損失に計上しております。

(3) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業所及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.229%~1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	12,847 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,413
時の経過による調整額	<u>135</u>
期末残高	<u>14,396</u>

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

日本テレホン株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 神 山 俊 一 ㊞

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 小 川 聡 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本テレホン株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年6月29日

日本テレホン株式会社 監査役会

常勤監査役 茶 谷 喜 晴 ㊟

監 査 役 加 藤 清 和 ㊟

監 査 役 安 倉 史 典 ㊟

(注) 監査役 加藤清和および監査役 安倉史典は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役4名（内、社外取締役1名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名（内、社外取締役1名）を増員し、合計6名（内、社外取締役2名）の取締役の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名に際しましては、取締役会で審議し決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	おか だ とし や 岡 田 俊 哉 (1969年8月24日生)	1995年12月 当社入社 2005年6月 当社関西圏ショッパ統括部長 2007年7月 当社執行役員 営業推進部長 2008年7月 当社執行役員 首都圏ショッパ営業部長 2009年5月 当社執行役員 商品部長 2010年5月 当社執行役員 FC営業部長 2012年7月 当社執行役員 第二営業本部長 2013年5月 当社執行役員 関西支店長 2013年7月 当社関西支店長 (任期満了に伴い執行役員退任) 2014年11月 当社第一営業本部長 2015年7月 当社取締役執行役員 第一営業本部長 2015年11月 当社取締役執行役員 ショッパ営業部門管掌 兼 コールセンター営業部門管掌 2016年7月 当社取締役執行役員 ショッパ営業部門管掌 2017年7月 当社代表取締役社長執行役員 ショッパ営業部門管掌 2019年5月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)	4,800株
岡田俊哉氏は、入社以来20年以上にわたり移動体通信事業など、現在の大きな柱となる分野を担当し陣頭指揮を執ってまいりました。また、当社社長就任後は企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待でき、また、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	あり ま とも ひで 有 馬 知 英 (1973年11月19日生)	1996年10月 当社入社 2007年6月 当社ネットワーク部 部長 2009年5月 当社営業推進部 部長 2010年12月 当社営業企画部 統括部長 2013年9月 当社リユース統括部長 2014年9月 当社リユース統括部長 兼 HKNT CO., LIMITED 董事 2014年11月 当社第二営業本部長 2015年7月 当社取締役執行役員 第二営業本部長 2015年11月 当社取締役執行役員 リユース部門管掌 2016年1月 当社取締役執行役員 リユース部門管掌 兼 グローバル営業部門管掌 2016年7月 当社取締役執行役員 リユース営業部門管掌 2019年5月 当社取締役執行役員 リユース営業本部長 2020年7月 当社常務取締役執行役員 リユース営業本部長 (現任)	4,100株
<p>有馬知英氏は、当社のコア事業であるリユース事業において豊富な経験を有しており、既存事業の収益拡大や、新たな需要の創造に向けた取り組みに実績があります。これらのことから、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、能力および企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	もり なが ひろ ゆき 森 永 博 幸 (1959年5月24日生)	1994年11月 当社入社 2001年4月 当社ネットワーク事業部 課長 2004年7月 当社情報通信部長 2005年11月 当社営業企画部長 2007年7月 当社取締役執行役員 営業統括本部 副本部長 2010年7月 当社執行役員 首都圏店舗営業部長 2015年5月 当社総務本部長 兼 人事総務統括部長 2015年7月 当社執行役員 総務本部長 兼 総務部長 2015年11月 当社執行役員 人事総務部門管掌 2016年7月 当社取締役執行役員 人事総務部門管掌 兼 商品部門管掌 2018年5月 当社取締役執行役員 総務法務部門管掌 2019年5月 当社取締役執行役員 人事戦略本部長 (現任)	6,800株
<p>森永博幸氏は、当社の取締役として長年に亘り当社全体の経営に指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。当社の事業全般に通じており社内外のその実績、能力および企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	※ てらぐち よういち 寺口洋一 (1975年2月16日生)	1999年4月 当社入社 2010年7月 当社第2営業本部リユース事業部 WEB 営業部 部長 2014年7月 当社営業本部ビジネスパートナー部 部長 2014年11月 当社第1営業本部 首都圏店舗営業 部長 2015年11月 当社総合企画本部 本部長 兼 総合企画部長 2016年5月 当社執行役員 総合企画部門 総合企画部長 2019年5月 当社執行役員 企画財務本部長 (現任)	300株
<p>寺口洋一氏は、当社において営業、経営企画領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、2016年5月より当社の執行役員を務めており、当社における経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、当社の取締役候補者といたしました。</p>			
5	※ ちよう き ゆう し 帖佐勇志 (1977年8月9日生)	2000年4月 株式会社レオパレス21 入社 2004年3月 同社 退社 2004年6月 ヤフー株式会社 入社 2013年4月 同社コンシューマ事業カンパニー ヤフオク！事業本部 本部長 2014年6月 同社 退社 2014年6月 ブックオフコーポレーション株式会社 取締役執行役員 就任 2017年6月 同社 取締役執行役員 退任 2017年7月 株式会社オークファン 入社 執行役員 社長室 室長 就任 2017年12月 同社 取締役 就任 2018年2月 同社 取締役 副社長 経営管理部 部長 就任 2018年12月 同社 取締役 副社長 退任 2019年6月 株式会社LPN 取締役 就任 (現任)	1株
<p>帖佐勇志氏は、営業・営業推進・経営管理等、様々な分野における豊富な経験と事業成長に関わる見識およびガバナンスに関する見識を有しており、これらの実務面の経験および見識は、当社の事業構造の転換と成長戦略への助言・提言および企業価値向上に資する人材であり、取締役の職務執行の監督機能強化のために社外取締役として適任であるとともに、独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する項目に該当しないことにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したことにより、社外取締役候補者といたしました。</p>			



ります。また、寺口 洋一氏、帖佐 勇志氏、川口 義信氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役を含む被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、帖佐 勇志氏および川口 義信氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 加藤 清和、安倉 史典の両氏が任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かとう きよかず 加藤 清和 (1963年11月15日生)	1990年10月 司法試験合格 1993年4月 弁護士登録(第45期) 同 梅田総合法律事務所入所 1999年1月 梅田総合法律事務所 パートナー弁護士就任(現任) 2004年4月 関西大学大学院法務研究科(法科大学院) 非常勤講師 就任 2008年3月 同大学非常勤講師 退任 2013年7月 当社社外監査役 就任(現任)	-株
加藤清和氏は、弁護士としての専門性と経験が豊富であり、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したことにより社外監査役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	やす くら ふみのり 安 倉 史 典 (1954年3月25日生)	1977年4月 東京芝浦電気株式会社 (現 株式会社東芝) 入社 2004年4月 東芝コンシューママーケティング株式会社 転籍 2009年4月 東芝エルイートレーディング株式会社 入社 2012年5月 同社代表取締役社長 就任 2014年5月 同社代表取締役社長 退任 同 同社顧問 就任 2015年5月 同社顧問 退任 2015年6月 東芝コンシューママーケティング株式会社 常勤監査役 就任 2016年6月 同社常勤監査役 退任 2017年7月 当社社外監査役 就任 (現任)	-株
<p>安倉史典氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したことにより社外監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加藤 清和氏、安倉 史典氏は、社外監査役候補者であります。
3. 加藤 清和氏および安倉 史典氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって加藤氏が8年、安倉氏が4年となります。
4. 当社は加藤 清和氏および安倉 史典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、加藤 清和氏、安倉 史典氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する(ただし、一定額に至らない損害の場合を除く)補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の損害賠償金および争訟費用等の

損害を当該保険契約によって補填することとしております。(ただし、一定額に至らない損害の場合を除く)。各候補者が社外監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、加藤 清和氏および安倉 史典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、2007年7月26日開催の定時株主総会において承認いただいた取締役の報酬等の限度額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額300万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いいたしますと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案が原案どおりご承認頂いた場合は6名（うち社外取締役2名）となります。

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条

件として支給します。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の10万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2007年7月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告13頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

また、当社は、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区天満橋一丁目 8 番30号  
OAPタワー24階 A・B会議室  
電 話 06-6881-6611



### 交通のご案内

- ・ JR大阪環状線「桜ノ宮」駅 西口より徒歩5分
- ・ JR東西線「大阪天満宮」駅 1番出口より徒歩7分
- ・ 地下鉄谷町線・堺筋線「南森町」駅 3番出口より徒歩10分